

免責の効力を受ける破産債権に基づく詐害行為取消権の行使が

許されないとされた事例

最高裁平成九年二月二五日第三小法廷判決（判時一六〇七号五一頁、判夕九四四号

一一六頁、金判一〇二四号一二頁）

渡邊 拓

【事実の概要】

Xは、平成二年一月三〇日に、訴外会社及びその代表取締役との間で基本契約を締結するとともに、代表取締役の妻Aと、前記の取引から生じる債務につき二億円の限度で連帯保証契約を締結した。

Aは、前記連帯保証契約に基づきXに対して二億円の連帯

免責の効力を受ける破産債権に基づく詐害行為取消権の行使が許されないとされた事例

保証債務を負担しており、他に見るべき資産もないにもかかわらず、平成三年六月（訴外会社が倒産する六ヶ月前）、父親の経営する別会社の株式合計一六〇〇株を一株あたり五〇〇円で、同会社の従業員であるYらに廉価で売却した。

しかし、結局、訴外会社は倒産し、平成三年二月一日に、Aは自己破産を申し立て、平成四年二月一七日に、破産宣告と同時に破産廃止の決定を受けた（同時廃止決定）。

平成五年に、Xは、Yらに対して、民法四二四条の詐害行

為取消権に基づいて、Aの自己破産申立前の右株式譲渡行為を詐害行為として取り消し、株券の引き渡し、それが不能の場合は相当する価額の金銭の支払いを求める本件訴訟を提起した。

その後、Aは免責を申し立て、平成五年二月七日、Aは、免責決定を受け、同決定は確定した。<sup>(1)</sup>

一審の東京地裁は、免責決定と本件詐害行為取消権の可否について、詐害行為取消権は、債務者に対する強制執行の対象となる責任財産を保全するために行うものであって、強制執行が不可能となった以上、その必要もないとして詐害行為取消権の行使の可能性を否定した。詐害行為取消権が行使できなくなるのは公平に反するとのXの主張に対しては、Aに対する破産手続の中で破産管財人に否認権を行使させるという手段もあつたこと<sup>(3)</sup>や、本件においても、Xが、Aに対する免責決定に対し抗告し、本件株式の譲渡が免責不許可事由にあたることを主張していることなども併せ考えると、詐害行為取消権の行使ができないことが公平に反するとはいえないとした。さらに、Yらの詐害の意思に有無については、詐害の認識はなかつたと認定し、Xの請求を棄却した。

二審の東京高裁は、<sup>(4)</sup>詐害行為取消権の行使の可否についてのみ判断し、一審判決とほぼ同じ理由でこれを否定し、Xの控訴を棄却した。

これに対し、Xは、判例はそもそも詐害行為取消権を強制執行そのものの準備のための制度とは考えておらず、また、免責は責任を免れさせるのみで、債務そのものを消滅させるわけではないから、新得財産による任意弁済は認められており、詐害行為取消権によって回復された逸出財産も、新得財産に類似するものがあり、これを債務者の側で任意弁済に供することは何ら免責の効果と抵触しないと、取消権の行使を認めなかつた原審判決には明治以来確立された判例法理に対する違背があるとして上告した。

### 【判旨】

詐害行為取消権は、債務者の責任財産を確保し将来の強制執行を保全するために債権者に認められた権利であるところ、原審の適法に確定した事実関係の下においては、AがXに対する本件連帯保証債務につき破産法第三編第一章の規定

による免責決定を受けてこれが確定したことにより、XのAに対する右連帯保証債務履行請求権は、訴えをもつて履行を請求しその強制的実現を図ることができなくなつたものであり(破産法三六六条の二(参照)、その結果詐害行為取消権行使の前提を欠くに至つたものと解すべきであるから、Xにおいて、Aが自己破産の申立前にした財産処分につき、右債権に基づき詐害行為取消権を行使することは許されないと解するのが相当である。

### 【検討】

本件は、同時廃止後に詐害行為取消が求められ、さらにその後<sup>(5)</sup>に免責の決定がでた場合に、免責の効力を受ける破産債権に基づいても、詐害行為取消権の行使が認められるかどうか<sup>(6)</sup>が争われた事案である。ここでは、詐害行為取消権の被保全債権が破産免責によつていかなる影響を受け、それは詐害行為取消権の行使に影響を与えないのかが問題となる。そこで、まず、破産免責を受けた債権の帰趨について、すなわち破産免責の効力について検討し、その後、破産免責と詐害行為取消権の効力を受ける破産債権に基づく詐害行為取消権の行使が許されないとされた事例

為取消権との関係について言及する。

### 一 免責の効力

破産法三六六条ノ一二は、免責決定の確定により、破産者は破産手続においてなされた配当を除いて、破産債権者に対する債務の全部についてその責任を免れると規定している。

しかし、この「責任を免れる」との表現について争いがある。学説の多数は、免責は債務自体を消滅させるものではなく、単に責任を免れさせる効果を持つに過ぎない、と解するいわゆる自然債務説をとつて<sup>(5)</sup>いる。立法担当者も、「配当によつて

弁済を受けることができなかつた部分の破産債権について破産者の債務を免除するものではないから、その部分については、責任なき債務が生じることになる」と述べていることから自然債務説に立つと<sup>(6)</sup>されている。これによれば、破産債権者は、免責後は強制執行による満足を受けることはできなくなるが、債務自体は存在することから、債務者が任意に弁済すればその弁済は有効となる。<sup>(7)</sup>自然債務説は、破産法三六六条ノ一三が免責は破産者の保証人に対して影響を及ぼさないと定めている以上、保証債務の附従性から、主債務たる破産

者の債務も存続しなければ首尾一貫しないということ根拠とする。さらに自然債務説の背後には、たとえ免責を得ても、破産者の義務を全面的に免除してしまうのは好ましくなく、道徳的義務として残存させ、破産者による自発的支払いを期待するという思想も潜んでいる。

しかし、これに対しては、免責によって債務そのものが消滅すると解する債務消滅説も最近有力に唱えられている。これによると破産債権者は、破産者に対しては任意に弁済を求めめることもできない。にもかかわらず、破産者から弁済を受領した場合には不当利得となる<sup>(8)</sup>。債務消滅説は、「責任を免れる」との文言も、責任だけを免除する趣旨とは限らず、破産法三六六条ノ一三の保証債務の存続も、附従性に反するからこそ明文で例外を認めたとという解釈も可能であるとして自然債務説に反論する。さらに破産債権者に対する債務を自然債務として残すことは、破産者の真に自発的な履行をただすという効果よりも、破産債権者が強制執行以外の私的な圧力によって、破産者に対して事実上弁済を要求したり、あるいは自然債務として残っているものを免責後の更改の合意によって本来の債務として復活させることを要求したりする傾向を

生じさせ、結局免責によって破産者の更正を図るという制度の目的の実現そのものが阻害されるとする。

## 二 免責と詐害行為取消権との関係

免責が破産債権に及ぼす効力について、債務消滅説に立つならば、被保全債権が消滅するがゆえに、詐害行為取消権が行使できないのは当然であるが、自然債務説に立つならば、詐害行為取消権は行使できるのであろうか。これは、詐害行為取消権の制度目的をどのように考えるのかにかかってくる。

この点について、詐害行為取消権は一般債権者の債権の引当となる責任財産を保全し、債権者平等の原則のもとで強制執行するための準備のための制度だと考える責任説、訴権説の立場に立つのであれば、詐害行為取消権の被保全債権には当然の前提として擱取力が必要となるであろう。判例・通説においても、詐害行為取消権の目的を債務者の責任財産の保全と考える点に異論はない<sup>(9)</sup>。ただし、被保全債権がたとえ自然債務であっても、総債権者のために責任財産が保全されればよいと考えるのか、それとも取消権を行使する以上、行使

する者の債権も擱取力を備えていなければならないと考えるのかは明らかではない。

この点について、個々の債権者に与えられた詐害行為取消権も、総債権者の利益のために生ずるとする効果（民法四二五条）との関係で、ときには自己の債権額を超えて取消を求めることも許され<sup>(10)</sup>、また、かつて最高裁は破産財団の確保のため管財人が行使する否認権を破産者に対する債権がすべて消滅し総破産債権が現存していないことを理由に否定することとはできないとしたことから、被保全債権が免責を受けたからといって直ちに詐害行為取消権の行使が否定されるのか、という疑問を呈する見解もある<sup>(11)</sup>。

これに対して、そもそも詐害行為取消権自体、給付保持力、請求力、擱取力などの効力を備えた債権を有する債権者にのみ与えられる対外的効力の一つと位置づけられるので、やはり擱取力を欠く債権では詐害行為取消権は行使できないとする説もある<sup>(12)</sup>。

結局この問題は、詐害行為取消権の要件としての被保全債権の存在をどの程度重視するかによる。

確かに、詐害行為取消権は直接被保全債権の履行を請求す

免責の効力を受ける破産債権に基づく詐害行為取消権の行使が許されないとされた事例

るものではないので、被保全債権に擱取力がなくてもかまわないと解することも可能であろう。しかし、要件の問題以前に、詐害行為取消権の存在意義として、強制執行が可能な完全な債権を有する債権者を保護するということが第一に挙げられるべきであるので、取消権を行使しようとする債権者の債権が取消権の保護を与えるに相応しいものである必要がある。そのように考えると、やはり擱取力を欠くような債権を被保全債権とする詐害行為取消権の行使は認められないものと言わざるをえないであろう<sup>(14)</sup>。

本判決もこのような理解のもとに、詐害行為取消権の行使を否定したものと思われる<sup>(15)</sup>。

### 【本判決の意義】

一 詐害行為取消権の要件としての被保全債権については、これまで、その種類、発生時期、範囲などが問題となることはあったが、破産免責を受けた被保全債権の問題はあまり論じられてこなかった。本判決は、このような問題に対するはじめの最高裁の判断として意義を有する。

二 本判決は、擱取力を欠く債権を被保全債権とする詐害行為取消権の行使は認められない、すなわち、取消権行使の前提として、債権の強制的実現の可能性がなくてはならない、ということを確認した。

三 破産免責の効力の問題について、本判決は、いわゆる自然債務説に立つと明言しているわけではない。しかし、傍論ではあるが、「右連帯保証債務履行請求権は、訴えをもって履行を請求し、その強制的実現を図ることができなくなった」との表現から、少なくとも、債務消滅説には立たないことをうかがわせる。

### 【本判決の射程】

本判決は、詐害行為取消訴訟継続中に免責決定が出された事案に関するものであるが、さらに、免責決定が出され免責が確定した後、詐害行為取消権の行使がなされた場合にも、本判決の射程は及ぶものと思われる。<sup>(16)</sup> 破産免責以外の場合、例えば、債権者の被保全債権に不訴求の合意がある場合など、被保全債権がいわゆる自然債務である場合一般についても本

判決の射程が及ぶか否かについては、本判決では、直接的には言及されていないが、本判決の理解を前提とすれば、そのような場合にも詐害行為取消権の行使は認められないことになろう。

### 【残された問題】

一 本件は、同時廃止の事例であるので、管財人が選任されず、否認権を行使することができなかった事案である。<sup>(17)</sup> また、免責に対する異議申立も、免責不許可事由を理由としなければならぬので、詐害行為は免責不許可事由にはあたらないことから、異議申立も認められない可能性が大きい。<sup>(18)</sup> このような場合に破産債権者に詐害行為を取り消す手段を与えないことは、手続保障の面から見て問題が残るよう<sup>(19)</sup> 思われる。

二 さらに、最高裁は既に、同時廃止の後、免責決定がでるまでの間に、破産債権に基づく強制執行手続きによって弁済がなされた場合には、その弁済はたとえその後、免責決定<sup>(20)</sup> がでたとしても不当利得とはならない旨判示している。この

最高裁判決を前提とすると、免責決定が確定する前であれば、たとえ破産宣告のあとでも、詐害行為取消権を認める判決が出され、それに基づいて強制執行ができれば、それは認められることになる。このように、免責決定と詐害行為取消権についての判決の先後で結論が変わることは公平を失しないのが問題が残る。倒産法制に関する改正検討課題では、債務者が免責を希望しない旨の意思表示をしない限り、破産の申立には当然に免責の申立を含むものとし、破産手続と免責手続とを一体の手続とすることが検討されている。<sup>(21)</sup>これによれば、この問題は手続的に解決されることになる。

## 追記

本研究は、一九九八年二月の神戸大学民法判例研究会での報告に基づくものである。研究会の席上では諸先生方より多くのご教示を賜った。ここに記してお礼に代えたい。

## 注

(1) Xは免責の申立に対する異議や、免責決定に対する即時

抗告を申し立てたが認められなかった。

免責の効力を受ける破産債権に基づく詐害行為取消権の行使が許されないとされた事例

(2) 東京地判平成七年一〇月二日判時一五七六号五五頁。

(3) ただし、本件は、同時廃止がなされており、そもそも破産管財人は選任されず、否認権も行使できなかった事例である。

(4) 東京高判平成八年三月二八日金判一〇二四号一七頁。

(5) 山木戸克己『破産法』三〇〇頁、注解破産法【改訂版】一一九八頁(池田辰夫執筆)等。債権法の教科書等においても、自然債務の例として免責を受けた破産債権を挙げるものが多い(於保不二雄『債権総論【新版】』七二頁等)。

(6) 位野木益雄・中田秀慧「破産法及び和議法の一部を改正する法律の解説」法曹時報四卷九号五四二頁以下。ただし責任なき債務を自然債務と区別するならば(我妻榮『新訂債権総論』六八頁等)、この説を自然債務説と呼ぶのは適當ではないかもしれない。以下ではさしあたり、強制力(請求力、擷取力)を欠く債務を自然債務と呼ぶことにする。

(7) 非償弁済とはならず、不当利得の問題も生じない。

(8) 伊藤眞『破産法【新版】』四〇五頁以下等。

(9) 大連判明治四四年三月二四日民録一七輯一一七頁、潮見佳男「債権総論」三四九頁参照。

(10) 大判昭和七年二月六日法律新聞三五〇四号八頁。

(11) 最判昭和五八年一月二五日民集三七卷九号一四三〇頁。

(12) 佐藤鉄男「破産免責と詐害行為取消権の被保全権利」金融商事判例一〇一七号二頁。これに対して、原竹裕「本件判批」金融・商事判例一〇四〇号五七頁は、個別債権者による詐害行為取消権と管財人の行使する否認権との質的相違もまた否定できないとする。

(13) 奥田昌道「債権総論【増補版】」二七六頁。

(14) 酒井一「本件判批」民商一一七卷六号九〇二頁、原・前掲五七頁、潮見佳男「本件判批」金法一五二四号二三頁。

(15) 本判決の結論自体は、従来の議論を前提にすれば当然の帰結であつたともいえる（潮見・前掲二三頁、原・前掲五七頁）。

(16) 原・前掲五六頁。

(17) ただし、同時廃止の決定に対して即時抗告を申し立て、それが認められれば、否認権を行使できる可能性はあ

る。しかし、実際問題としてこのような不服申し立てをすること自体容易ではないという（原・前掲五七頁以下）。

(18) 詳しくは、原・前掲五八頁参照。

(19) この点について酒井・前掲九〇四頁は、「破産債権の擲取対象となるべきであつた財産には免責許可決定の効力は及ばない、と解することも可能」であるとす。この見解に対する批判は、潮見・前掲二四頁以下を参照。

(20) 最判平成二年三月二〇日民集四四卷二号四一六頁。

(21) 法務省民事局参事官室編「倒産法制に関する改正検討課題」別冊NBL四六号八二頁以下。